

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長及び長岡市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年3月3日

長岡市監査委員 小嶋 洋 一  
 同 野本 直 樹  
 同 橋本 奈 奈  
 同 丸山 広 司

監査の結果に基づく措置

令和7年度監査の結果に関する報告(令和8年1月7日 長岡市監査公表第1号分)

監査の結果	措 置	
	措置実施部局等	措置状況
<p><b>【意見】</b>  <b>有償刊行物の取扱いについて</b>  <b>1 令和7年度企画展有償刊行物「図録」について</b>                      長岡市に生息するカブトムシ・クワガタムシの多様性を通じて、長岡の自然環境の豊かさを紹介することを目的に、企画展が開催され、学術教育両面で工夫を凝らして作成した図録は高く評価する。                      しかし、1,000冊作成のうち、企画展終了後の在庫は800冊となっている。企画展終了後は販売が低調になることや過去の販売状況をみれば、計画性やコスト意識について課題があったと考える。今後の作成に当たっては、頒布のニーズや実績を分析した上で、適正な作成部数や価格設定について検討されたい。</p> <p><b>2 有償刊行物の活用と在庫について</b>                      科学博物館全体の有償刊行物在庫は約1万冊で、そのうち75%が作成から20年以上経過している。博物館法では、博物館の事業として「学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること」とされていることを踏まえると、学校教育や社会教育支援の観点から、学校、図書館及びコミュニティセンターへの寄贈など、有償頒布にこだわらない活用も考えられる。                      また、長期間在庫となっている刊行物は、保管スペースの圧迫や事務負担を増大させるおそれがある。頒布促進を図った上で、適切な手続に基づいた計画的な処分を進められたい。</p> <p><b>3 博物館資料のデジタル活用について</b>                      デジタル化された資料は、経年劣化がなく、在庫管理が不要になることに加え、インターネット等を活用した教育活動の支援や博物館の魅力発信に期待できる。特に、市内小中学校では、タブレット端末や教育情報プラットフォーム『こめプラ』の活用が進められている。図録などのデジタル資料を約2万人の小中学生に提供できれば、時間や場所を問わず利用できるようになり、学習機会の拡充につながることから、このような活用も検討されたい。</p> <p><b>4 有償刊行物に関するガイドラインの整備について</b>                      市の有償刊行物に関する基本的な考え方(作成部数、価格、頒布期間、無償頒布の基準、廃棄の基準など)を示したガイドラインがない。刊行物頒布の所管課は、効率的かつ効果的な運用が行われるよう、市の統一的な有償刊行物の取扱いに関する考え方を整備されたい。</p>	<p>教育部 科学博物館</p>	<p><b>1 令和7年度企画展有償刊行物「図録」について</b>                      令和7年度企画展有償刊行物「図録」については、引き続き、販売促進に努めます。今後の「図録」の作成にあたっては、販売方法などをより工夫するとともに、作成部数や価格設定を見直します。</p> <p><b>2 有償刊行物の活用と在庫について</b>                      様々な機会を活用して販売を促進するとともに、割引販売や教育・研究機関への寄贈などを行うことも検討します。保存年限など在庫管理については見直します。</p> <p><b>3 博物館資料のデジタル活用について</b>                      博物館資料のデジタル化は、貴重なデータの保存管理及び教育・研究活動の支援、魅力発信の観点から不可欠であるため、デジタル技術を活用した業務手法の見直しなどに努めます。</p> <p><b>4 有償刊行物に関するガイドラインの整備について</b>                      1、2をふまえ、適正な作成部数、価格設定、販売方法、在庫管理などについて、当館における指針を整理します。</p>
	<p><b>【制度所管課】</b>                      総務部                      行政管理課</p>	<p><b>4 有償刊行物に関するガイドラインの整備について</b>                      策定を進めている「第2期 持続可能な行財政運営プラン」においては、市民ニーズの変化に対応した業務再編や、デジタル技術の活用などによる業務手法の見直し、利便性の向上、事務コストの削減を推進する方針としております。                      有償刊行物の取扱いについても、この方針を踏まえ、刊行の必要性を含めて検討し、刊行する場合は効率的かつ効果的な作成・頒布が行われるよう、考え方を整理して庁内へ周知します。</p>